



# 自転車の交通ルール

自転車は手軽で大変便利な乗り物ですが、その一方で交通ルールの軽視や無謀な運転が問題となっているほか、自転車が加害者となる交通事故も発生しています。

自転車は車両（軽車両）です。交通ルールを遵守し、相手を傷つけない、自分も傷つかない、思いやりを持った安全な運転を心がけましょう！

## 自転車安全利用五則



- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では  
信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



※ 令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

※ 当資料では、「道路交通法」、「道路交通法施行令」等の各条や罰金を逐一記載していません。

※ 本文中の「道路交通法」、「道路交通法施行令」、「道路交通法施行規則」、「京都府道路交通規則」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」をそれぞれ次のように略しています。

「道路交通法」…法 「道路交通法施行令」…令 「道路交通法施行規則」…規

「京都府道路交通規則」…府規 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」…府条